

第 9 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成21年 1月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次の公開請求を行った。
 - (1) 2009年度の再雇用職種と見込み数（内定数）のわかるもの
 - (2) 2009年度の再雇用見込み数（内定数）について、2009年 3月末で定年退職となる管理職の内定職種とそれぞれの内定数のわかるもの
 - (3) 2009年度の再雇用見込み数（内定数）について、2009年 3月末で定年退職となる教諭の内定職種とそれぞれの内定数のわかるもの
 - (4) 2008年度の再雇用職種について、公的年金の満額支給を受けている者で、定年退職時に管理職であった者が再雇用を継続している理由のわかるもの
 - (5) 2009年度の再雇用職種について、公的年金の満額支給を受けている者で、定年退職時に管理職であった者が再雇用を継続できる理由のわかるもの
 - (6) 2008年度の再雇用職種について、公的年金の満額支給を受けている者で、定年退職時に教諭であった者が再雇用を継続している理由のわかるもの
 - (7) 2009年度の再雇用職種について、公的年金の満額支給を受けている者で、定年退職時に教諭であった者が再雇用を継続できる理由のわかるもの
 - (8) 2007年度に、公的年金の満額支給を受けている者で、定年退職時に管理職であった者が一つの再雇用を終えて他の職種に再雇用となっている場合、再雇用とした理由のわかるもの
 - (9) 2008年度に、公的年金の満額支給を受けている者で、定年退職時に管理職であった者が一つの再雇用を終えて他の職種に再雇用となっている場合、再雇用とした理由のわかるもの
- 2 同年 2月 9日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 4月 7日、審査請求人は、本件処分のうち次の情報（以下「本件請求

情報」という。)を非公開としたことを不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

- (1) 2008年度及び2009年度の再雇用職種について、公的年金の満額支給を受けている者で、定年退職時に管理職であった者が再雇用を継続している理由のわかるもの
- (2) 2008年度及び2009年度の再雇用職種について、公的年金の満額支給を受けている者で、定年退職時に教諭であった者が再雇用を継続している理由のわかるもの
- (3) 2007年度及び2008年度において公的年金の満額支給を受けている者で、定年退職時に管理職であった者が一つの再雇用を終えて他の職種に再雇用となっている場合、再雇用とした理由のわかるもの

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 再雇用制度は、定年退職者が公的年金の支給年齢に達するまでの生活支援制度であることから、公的年金の受給者は再雇用を継続する理由が消滅する。また、税金を使用する制度であること及び制度の趣旨からすれば、公的年金の満額支給者の再雇用は、公的年金の支給年齢に達していない者の就労を奪うものとなる。
- (2) 説明責任に耐え得る公的書類として、採用する基準や理由は公表して差し支えないものである。
- (3) 定年退職者に再雇用や再任用を希望するか否かを照会する際、これらの制度は年金満額支給までの生活保障であるという話をしているにも関わらず、弁明意見書では、名古屋市教育事務嘱託員（以下「教育事務嘱託員」という。）の選考及び委嘱にあたり、公的年金の受給状況については特に要件等としていないから不存在としているのは、矛盾していると思う。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

教育事務嘱託員の採用は名古屋市教育事務嘱託員就業規程（平成14年 4月 1日教育長決裁。以下「就業規程」という。）に則って運用しており、委嘱については第 2条及び別表第 1に定められている。教育職員としての経験や学識経験等を有していることなどが条件となっており、希望数と欠員状況に応じて採用している。教育事務嘱託員の選考及び委嘱に当たっては公的年金の受給状況を要件等としておらず、採用する基準を示したものとしては、就業規程以外の行政文書は不存在であるため非公開としたものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 再雇用嘱託員の委嘱手続について

(1) 就業規程において、再雇用嘱託員の委嘱期間は 1年更新とされ、委嘱可能年齢には上限が定められている。委嘱可能年齢の範囲内での委嘱の更新には、特段の事由がない限り、理由は必要とされていないことから、委嘱決裁には理由の記載はなされていない。

(2) 一方、就業規程附則第 3項により、特例措置として、就業規程で規定する者に委嘱するのに適当な者がいない場合は、必要な職種について委嘱可能年齢を引き上げることができる。委嘱可能年齢が引き上げられると、委嘱期間が延長され、通常の更新と同様の手続により委嘱の更新が行われることになる。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 審査請求人が請求している行政文書は、本件請求情報が記載されている文書である。

(2) 本件請求情報は、公的年金を満額受給可能な年齢の者で、平成20年度及び平成21年度に再雇用を継続した者（以下「再雇用継続者」という。）並びに平成19年度及び平成20年度に公的年金を満額受給可能な年齢の者で、他の職種に再雇用された者（以下「他職種再雇用者」という。）が対象となっている。

(3) 当審査会の調査によると、再雇用継続者及び職種再雇用者に関する文書について、次の事実が認められる。

ア 再雇用継続者のうち、退職時に管理職であった者が平成21年度は 2名、平成20年度は 4名、退職時に教諭であった者が平成20年度は 1名である。実施機関によると、特例により再雇用を継続とした理由は、係属中の案件があるため適任者の補充が困難であり、再雇用を継続しないと業務の遂行に支障をきたすため等である。

イ そこで、当審査会において上記特例措置の決裁書を確認したところ、特例措置とした理由は記載されていなかった。また、委嘱決裁についても 2 (1) のとおり、理由は記載されていない。

ウ なお、再雇用継続者のうち、退職時に教諭であった者には、平成21年度に該当者はいなかった。また、他職種再雇用者に該当する者もいなかった。

(4) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 4月16日	諮問書の受理
4月23日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月18日	実施機関の弁明意見書を受理
5月26日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月16日	審査請求人の意見陳述申出書を受理
10月13日 (第106回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
11月10日 (第107回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
12月15日 (第108回審査会)	調査審議
平成22年 3月23日	調査審議

(第111回審査会)	
4月14日	答申